

厚生労働省の施策について (参考資料)

平成30年8月27日(月)
第8回 子供の貧困対策に関する有識者会議

社会的養護の子どもに対する自立支援 …… 3

ひとり親家庭に対する支援 …… 12

生活困窮家庭の子どもに対する自立支援 …… 34

社会的養護の子どもに対する自立支援

児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の概要

1. 目的

次に掲げる者に対しこれらの者が共同生活を営むべき住居における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（以下「児童自立生活援助」という。）を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者に対し相談その他の援助を行う事業。（児童福祉法第6条の3第1項）

- 一 義務教育を終了した児童又は児童以外の満20歳に満たない者であつて、措置解除者等（第27条第1項第三号に規定する措置（政令で定めるものに限る。）を解除された者その他政令で定める者をいう。次号において同じ。）であるもの
- 二 学校教育法第50条に規定する高等学校の生徒、同法第83条に規定する大学の学生その他の厚生労働省令で定める者であつて、満20歳に達した日から満22歳に達する日の属する年度の末日までの間にあるもの（満20歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていた満20歳未満義務教育終了児童等であつたものに限る。）のうち、措置解除者等であるもの

2. 実施主体について

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 設備について

入居者の居室（一室の定員はおおむね2人以下、一人につき4.95㎡以上、男女別）、入居者が日常生活を営む上で必要な設備、食堂等入居者が相互に交流を図ることができる設備

4. 職員配置について

指導員、管理者（指導員を兼ねることができる）

【指導員の配置（単位：人）】

入居定員	6人まで	7～9人	10～12人	13～15人	16～18人	19人以上
指導員数（補助員を含む）	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	8以上
必置指導員数	2以上	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上

5. 施設数

家庭福祉課調べ（各年10月1日現在）

	H25	H26	H27	H28	H29
か所数	113	118	123	143	154

少子化社会対策大綱（平成27年3月20日閣議決定）における数値目標：2019年度末までに190か所

6. 予算額（平成30年度）

児童入所施設措置費等国庫負担金：1,266億円の内数

次世代育成支援対策施設整備交付金：71億円の内数

社会的養護自立支援事業等

事業内容

社会的養護自立支援事業

里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供するとともに、生活相談や就労相談等を行う事業に要する費用を補助。

身元保証人確保対策事業

児童養護施設や婦人保護施設等を退所する子どもや女性が就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約の保険料に対して補助を行う。



支援コーディネーター （全体を統括）

関係機関と連携しながら、継続支援計画に基づく支援状況を把握し、生活状況の変化などに応じて計画を見直し

生活相談支援担当職員（生活相談支援）

- ・居住、家庭、交友関係・将来への不安等に関する生活上の相談支援
- ・対象者が気軽に集まる場を提供する等の自助グループ活動の育成支援 等



就労相談支援担当職員（就労相談支援）

- ・雇用先となる職場の開拓
- ・就職面接等のアドバイス
- ・事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ 等



対象者の状況に応じて必要な支援を実施

支援担当者会議の開催
（本人・児相・里親・職員等）

継続支援計画の作成
（措置解除前に作成）

措置解除



里親・児童養護施設等
18歳
（措置延長の場合は20歳）



家庭復帰・自立

家賃・生活費について「自立支援資金貸付事業」の活用が可能



里親・児童養護施設等

- ・居住費支援（里親・施設の居住費を支援）
- ・生活費支援（大学進学者等の生活費を支援）

22歳

身元保証（就職時、賃貸住宅等の賃借時、大学等進学時の身元保証（身元保証人（里親、施設長等）の損害保険料を支援））

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業

平成27年度補正予算：67.4億円

【目的】

児童養護施設や自立援助ホーム等を退所した者であって就職した者又は大学等へ進学した者のうち、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者又はそれが見込まれる者に対して、家賃相当額の貸付や生活費の貸付を行うことで安定した生活基盤を築き、これらの者の円滑な自立を支援することを目的とする。

また、児童養護施設や自立援助ホーム等に入所中の者等に対して、就職に必要な各種資格を取得するために必要となる費用の貸付を行うことで、これらの者の円滑な自立を支援することを目的とする。

【貸付対象者及び貸付額等】

①就職者：就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者。

【貸付額：家賃貸付として家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）】

【貸付期間：2年】

②進学者：大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者。

【貸付額：家賃貸付として家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）、生活費貸付として月額5万円】

【貸付期間：正規修学年数】

資格取得希望者：児童養護施設等に入所中の者等であって、就職に必要な各種資格を取得することを希望する者。

【貸付額：資格取得貸付として実費（上限25万円）】

【貸付金の返還免除】

一定の条件（家賃貸付及び生活費貸付は5年間の就業継続、資格取得貸付は2年間の就業継続）を満たした場合には返還免除

【貸付事業の実施主体】

①都道府県（都道府県が適当と認めた者への委託も可能）

②都道府県が適当と認める社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人などの民間法人（都道府県が貸付に当たって必要な指導・助言を行う場合に限る。）

【補助率】

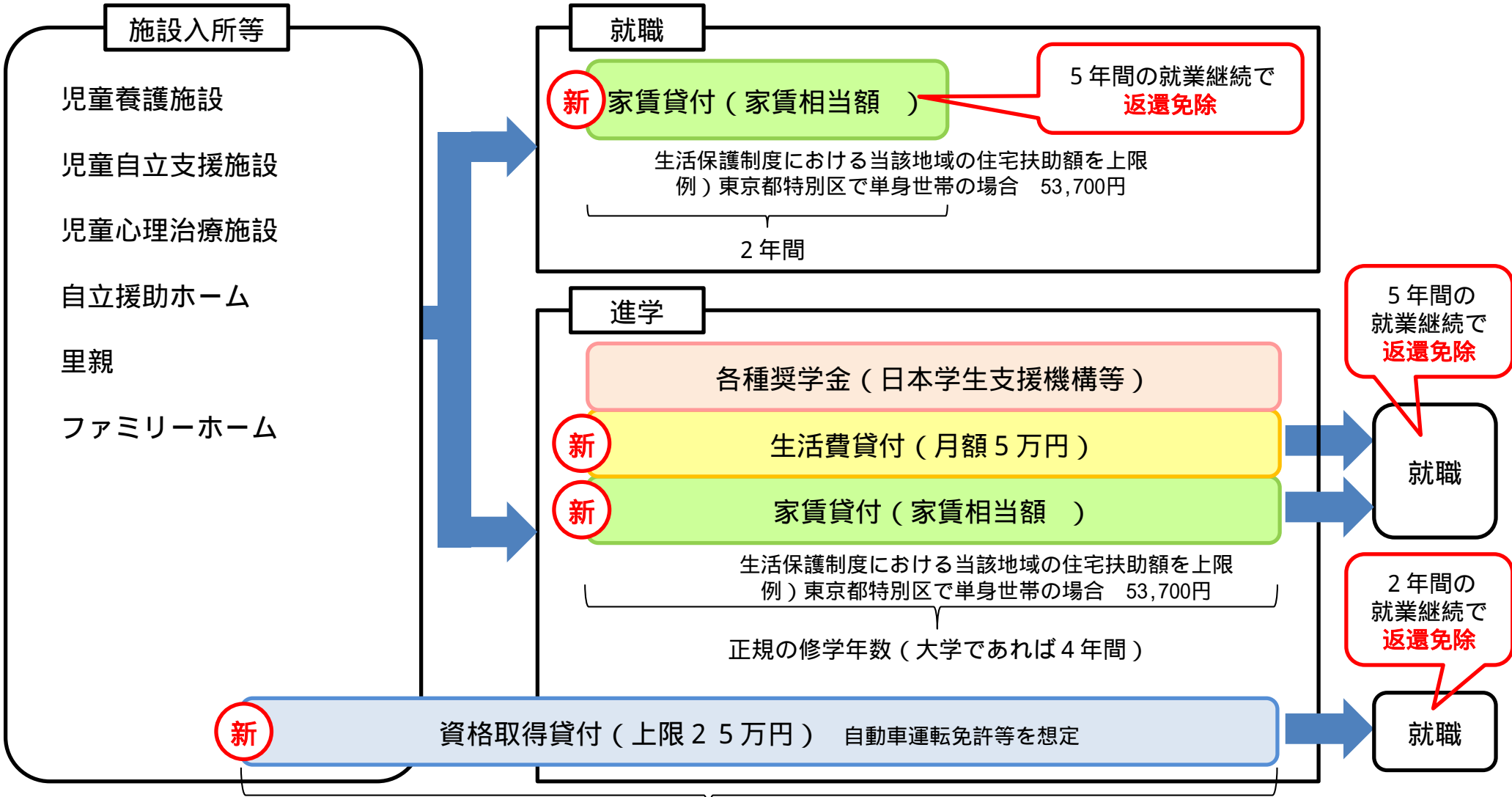
①の場合 9 / 10（国 9 / 10、都道府県 1 / 10）

の場合 定額（9 / 10相当） 都道府県は、貸付実績に応じて1 / 10相当を負担

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付

児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現するため、家賃相当額の貸付及び生活費の貸付を行う。

また、児童養護施設等の入所中の子ども等を対象に、就職に必要な各種資格を取得するための経費について貸付を行う。



施設入所・里親委託中又は施設退所・里親委託解除後4年以内で大学等に在学している間

1. 事業内容

里親の普及啓発から里親の選定及び里親と子どもとの間の調整並びに子どもの養育に関する計画の作成までの一貫した里親支援及び養子縁組に関する相談・支援を総合的に実施する事業に要する費用を補助。

里親制度等普及促進事業

里親制度の広報啓発活動により新たな里親を開拓するとともに、里親に対する登録前の研修や更新研修等を実施することにより、養育技術の修得、向上を図る。

里親委託推進等事業

委託先の候補となる里親家庭の選定、委託の打診と説明、子どもと里親の面会を実施するとともに、委託児童の自立に向けて、里親や委託児童本人の意向を踏まえ効果的な自立支援計画を作成する。

[拡充内容] 新規里親委託件数に応じて加算

里親トレーニング事業

未委託里親に対して事例検討やロールプレイ、実習などのトレーニングを実施することにより、養育技術の維持、向上を図る。

里親訪問等支援事業

里親家庭や養子縁組家庭などを定期的に訪問し、相談に応じるとともに、子どもの状態の把握や里親等への援助を行う。

また、里親等が集い、養育についての話し合い等相互の交流を定期的に行い、情報交換や養育技術の向上を図る。

[拡充内容] 家庭復帰に向けた支援を行うため、里親訪問等支援事業の事業内容として、実親との面会交流支援を加える。

共働き家庭里親委託促進事業

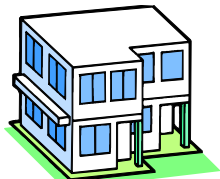
企業に働きかけ、里親委託と就業の両立が可能となるような仕組みづくりを官民連携の下、共有し、分析・検証し、その成果を全国的に普及拡大。

2. 実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

3. 補助率

国：1 / 2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1 / 2）



都道府県（児童相談所）



リクルート、研修、支援等を通じた一貫した里親支援体制

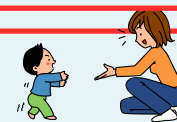
リクルート

- ・講演会や説明会の開催等による制度の普及啓発
- ・里親に対する研修の実施



マッチング

- ・子どもと里親とのマッチング
- ・自立支援計画の作成
- 拡充 新規里親委託件数に応じた加算を創設**

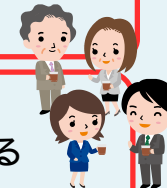


トレーニング

- ・未委託里親へのトレーニングの実施（事例検討・ロールプレイ、里親宅での実習等）

訪問支援・交流

- ・委託後の里親家庭への訪問支援
- ・定期的な相互交流の場を設け、情報交換等を図る
- 拡充 実親との面会交流支援を追加**

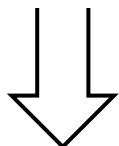


両立支援

- ・共働きの里親家庭が相談しやすい、平日夜間や土日の相談支援体制の整備等



事業の全部又は一部を委託可能



社会福祉法人・NPO等

家庭と同様の環境における養育の推進

里親支援事業の拡充

- 里親委託の更なる推進に向けて、
 - ・ 「新規里親委託件数」に応じて加算
 - ・ 実親との面会交流支援を追加



- ・ 児童虐待・DV対策等総合支援事業159億円の内数
- ・ 児童入所施設措置費等1,266億円の内数
- ・ 特別養子縁組民間あっせん機関職員研修事業19百万円
- ・ 里親制度等広報啓発事業60百万円

乳児院等における里親支援の取組促進

- 入所児童を里親に委託する際のマッチングの実施や、委託後のアフターケアの実施など、積極的な里親支援を行う体制構築のため、児童入所施設措置費等の運用改善



特別養子縁組制度の推進

- 関係機関との連携体制を構築し、養親希望者等の負担軽減に向けたモデル的な取組を行う民間あっせん機関への支援及び人材育成のための研修の実施、制度の周知広報を実施



ファミリーホームの設置促進

- 家庭養育を推進するため、ファミリーホームにおいて安定的な運営が図られるよう事務費の単価区分を見直し

レスパイトケアの活用促進

- 経験の浅い里親等の育児不安や育児疲れ、医療的ケアの必要な子どもの看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減を図るためのレスパイトケアの利用手続きを簡素化し活用を促進



家庭と同様の環境における養育が困難な場合は、「できる限り良好な家庭的環境」で養育

施設の小規模化・地域分散化等

- 児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化の更なる推進を図るため、小規模グループケアの設置か所数の制限を廃止
- 児童養護施設等に対し、施設整備費や既存の建物を活用して地域小規模児童養護施設等を運営する場合の賃借料に対する助成等を行い、施設の小規模化・地域分散化等の取組を着実に実施

家庭養育の推進等に向けた乳児院等の機能強化・多機能化

医療機関との連携強化



医療機関との連携強化

- 医療機関との連携強化を図るため、医療機関との連絡調整等を担う職員を配置することにより、継続的な服薬管理や健康管理が必要な児童等の円滑な受入を促進

施設の小規模化・地域分散化

小規模化、地域分散化の推進

- 児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化の更なる推進を図るため、小規模グループケアの設置か所数の制限を廃止
- 児童養護施設等に対し、施設整備費や既存の建物を活用して地域小規模児童養護施設等を運営する場合の賃借料に対する助成等を行い、施設の小規模化・地域分散化等の取組を着実に実施

親子関係再構築支援等の強化

親子関係再構築支援等の推進

- 乳児院等における保護者等への支援のため、施設に育児指導を行う者を配置し、親子関係の強化や親子関係再構築のための育児指導機能の充実
- 里親支援事業に実親との面会交流支援を追加

- ・ 児童虐待・DV対策等総合支援事業159億円の内数
- ・ 児童入所施設措置費等1,266億円の内数

里親・養子縁組支援の強化

里親支援事業の拡充

- 里親委託の更なる推進に向けて、
 - ・ 「新規里親委託件数」に応じて加算
 - ・ 実親との面会交流支援を追加



レスパイトケアの活用促進

- 経験の浅い里親等の育児不安や育児疲れ、医療的ケアの必要な子どもの看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減を図るためのレスパイトケアの利用手続きを簡素化し利用を促進

乳児院等における里親支援の取組促進

- 入所児童を里親に委託する際のマッチングの実施や、委託後のアフターケアの実施など、積極的な里親支援を行う体制構築のため、児童入所施設措置費等の運用改善

一時保護機能等の強化

受入体制の強化

- 一時保護が必要な子どもを積極的に受け入れる乳児院等に対する安定的な財政支援を図るため、児童入所施設措置費等の運用改善

特定妊婦等への支援

産前・産後母子支援事業（モデル事業）の拡充

- 母子ともに社会的養護が必要な場合に、施設において受け入れ、自立に向けた支援を実施

* 平成29年度予算において創設した産前・産後母子支援事業（モデル事業）について、看護師配置による居住支援・養育支援等を新たな支援体制モデルとして対象に加える。

